

令和5年度予算の概要 (児童虐待防止対策及び社会的養育関係)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

【令和5年度予算】

1,676億円(※)

(※) こども家庭庁予算として計上

【令和4年度予算】

(1,634億円)

【主な要求内容】

- 児童虐待防止対策の推進のため、保護者指導等に関する事業を拡充し、親子関係の再構築を図る民間団体の育成支援等を行う。また、未就園児等の家庭への訪問支援等を行う事業を拡充し、各種申請手続のサポートなど、「申請手続等支援」を行う。
- 社会的養育の充実を図るため、里親の開拓や研修、子どもと里親のマッチング等の里親支援に包括的に取り組もうとするフォostリング機関を支援するほか、児童養護施設退所者等への自立支援について、対象者の年齢の要件を緩和し、22歳の年度末以降の支援についても補助対象に追加する。
- ヤングケアラーへの支援を強化するため、ヤングケアラーの実態調査及び関係機関職員の研修等に対する支援の強化や、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化を推進する。

【主な内訳】

◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業	208億円 (202億円) ※1
◇ 児童入所施設措置費等	1,393億円 (1,360億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	67億円 (63億円) ※2

※1 令和4年度予算の額(括弧内の額)は、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金」のうち、婦人保護事業分を除いた額に、「地域生活支援事業費等補助金」のうち、障害児支援に関する事業分を加えた額となっている。

※2 令和4年度予算の額(括弧内の額)は、「次世代育成支援対策施設整備交付金」のうち、婦人保護施設分を除いた額に、「社会福祉施設等施設整備費補助金」のうち、障害児施設分を加えた額となっている。

目次

1. 児童虐待防止対策関係

児童相談所の体制強化・人材育成	4
児童の安全確保等のための体制強化事業	5
児童虐待防止対策研修事業	6
保護者指導・カウンセリング強化事業	7
被害事実確認面接支援事業	8
子どもの権利擁護体制強化事業	9
未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業	10

2. 社会的養育関係

里親養育包括支援（フォスタリング）事業	12
児童養護施設等高機能化・多機能化モデル	14
乳児院等多機能化推進事業	15
社会的養護自立支援事業等	17
児童家庭支援センター運営等事業	19
養子縁組民間あっせん機関助成事業	20
里親養育包括支援（フォスタリング）機関人材育成事業	21

3. ヤングケアラー支援関係

ヤングケアラー実態調査・研修推進事業	23
ヤングケアラー支援体制構築モデル事業	24
市町村相談体制整備事業	25

(参考資料) 令和5年度予算における新規・拡充事業以外の事業	26
--------------------------------	----

1. 児童虐待防止対策関係

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

① 相談機能の更なる充実 ≪児童相談所体制整備事業の拡充≫

➤ 児童相談所における外国籍の家庭等の相談への対応の強化のため、通訳業務の委託を実施するための費用に関する補助を創設する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（①～④：児童相談所1か所当たり、⑤⑥：都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）

① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円 ② 市町村との連携強化事業 4,212千円

③ 24時間・365日体制強化事業 最大16,178千円 ④ 医療連携コーディネーター事業 4,436千円

⑤ SNS等相談事業 39,803千円 DV相談も併せて行う場合 30,103千円を加算 ⑥ 通訳機能強化事業 10,560千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

② 児童相談所の設置促進 ≪児童相談所設置促進事業の拡充≫

➤ 令和元年改正児童福祉法を受けた児童福祉法施行令の改正により、児童相談所の管轄区域内の人口を「おおむね50万人以下（20万人から100万人までの範囲が目安）」とすべき旨が規定されたが、管轄区域内の人口が100万人を超えている児童相談所が一定数あるため、現在、児童相談所を設置していない中核市、施行時特例市、特別区のみが補助対象となっている児童相談所の設置に向けた事務手続等を行う非常勤職員を配置する場合の補助対象を拡充する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区

【補助基準額】

① 設置準備対応職員を配置する場合 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、 中核市、施行時特例市、特別区
1か所当たり 2,172千円

② 研修等代替職員を配置する場合 中核市、施行時特例市、特別区1か所当たり 10,259千円

③ 都道府県等代替職員を配置する場合 都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり 6,839千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区：1/2

③ その他【新規】

➤ 全国社会福祉協議会（中央福祉学院ロフォス湘南）が実施する児童福祉司の資格認定通信教育に対して引き続き補助を行う。
（これまでは民間社会福祉事業助成費補助金として補助してきたが、令和5年度より児童福祉事業対策費等補助金として執行）

【補助基準額】2,070千円 【補助率】定額

※ このほか、令和4年改正児童福祉法により、令和6年4月から導入することとなった新たな子ども家庭福祉に関する資格の認定等を行う団体において令和5年度から準備行為を行うための体制整備を推進。

課題

児童相談所における児童虐待相談対応件数は統計調査開始以降毎年過去最多を更新し続けており、近年は特に急増をしている。また、児童福祉司の増員を図ってきたことにより、若手職員の割合の増加も顕著である。そのため、児童相談所の業務負担の軽減は喫緊の課題である。

※ 児童相談所の児童虐待相談対応件数 平成28年度 122,575件 → 令和3年度 207,659件（5年間で約1.7倍）
児童福祉司全体における勤務年数3年未満の割合 平成28年度 約43% → 令和3年度 約51%（5年間で約8%増加）

入所措置児童等の移送等に係る人員の確保 <拡充>

➤ 県外等の遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員の雇上費用を創設することにより、従来、児童福祉司が複数人で対応していた対応の負担軽減を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

児童相談所1か所当たり 25,200千円

（警察官OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合

児童相談所1か所当たり 20,160千円加算）

（遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員を雇う場合

都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり 5,040千円加算）

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

1. 目的

- 全国の児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めており、また、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判も増えている。さらに、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査も導入することから警察、家庭裁判所等との連携を強化することが重要であり、児童相談所及び市町村職員専門性強化事業に裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等を参加可能な研修や勉強会等を実施した場合の加算を創設する。

2. 事業内容

- 児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。
 - ①児童福祉司任用前講習会等、②児童福祉司任用後研修、③児童福祉司スーパーバイザー研修、④要保護児童対策調整機関調整担当者研修、⑤児童相談所長研修、⑥虐待対応関係機関専門性強化事業、⑦児童相談所及び市町村職員専門性強化事業、⑧医療機関従事者研修、⑨研修専任コーディネーターの配置

3. 実施主体等

【実施主体】

- ①～⑤、⑨：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥・⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村
- ⑧：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市（児童相談所設置市除く）

【補助基準額】（1 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村当たり）

- ① 児童福祉司任用前講習3,129千円、厚生労働大臣が定める講習会695千円 ② 3,129千円
- ③ 2,320千円（委託の場合213千円） ④ 3,036千円 ⑤ 2,320千円（委託の場合107千円）
- ⑥ 主任児童委員や保育所職員等への研修307千円、研修参加促進307千円、医師等の専門家への研修及びマニュアル等の作成221千円、未成年後見人制度研修196千円
- ⑦ 1,668千円（一時保護所職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算、裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等を参加可能な研修等を実施する場合1,668千円を加算）
- ⑧ 1,851千円 ⑨ 5,040千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村：1/2

1 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、令和6年4月より親子再統合支援事業が法定事業化されることとなった。親子再統合支援事業では、保護者支援プログラムの実施等により親子関係の再構築を図るものであるが、各自治体において保護者支援プログラム等の実施に係る民間団体の育成等の体制構築を令和6年4月の施行までに構築する必要がある。そのため、保護者指導・カウンセリング強化事業に民間団体の育成に係る経費の補助を創設する。

2 事業の概要

- 親子関係の再構築のため、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等の協力を得て、虐待を受けた子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。また、民間団体が開催する研修会等を活用することにより、保護者指導やカウンセリングに従事する職員の資質の向上を図る。さらに、保護者支援プログラム等を実施できる民間団体の育成を行うことで、親子関係の再構築に係る体制を強化する。

①保護者指導支援員の配置、②保護者指導支援カウンセリング事業、③児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業、④保護者支援・カウンセリング民間団体育成事業

※ ④については、民間団体へのアドバイザーの派遣、先駆的な取組を実施している民間団体での研修、その他民間団体の育成に資する取組を実施

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（①～③児童相談所1か所当たり、④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）

①3,528千円 ②11,707千円 ③300千円 ④1,253千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

1. 目的

- 性的虐待等を受けた子どもに対して、何度も同じ内容を聞くことは子どもにとって心理的負担が大きいことや聞き取る話の信用性確保の問題から1人の面接者が1回の面接によって聴取するという手法をとることが望ましい。
- 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例などについては、検察や警察といった捜査関係者も子どもへの聴取を行うことになるが、その際も、子どもの心理的負担の軽減等のため、児童相談所、検察、警察が連携し、代表となる機関の職員が聴取を行う協同面接（いわゆる司法面接）が行われる。これらは、子どもにとって重要であるものの、代表者には、一定の講習等の受講が必要となる高度な技術が要求されることから、児童相談所における代表者の育成等の負担も大きい。そのため、協同面接を含めた被害事実確認面接等を進めるために、民間団体への委託に係る費用の補助を創設する。

2. 事業内容

- 児童相談所において協同面接を含む被害事実確認面接を実施するため、
 - ・面接実施に係る打ち合わせ
 - ・専門の訓練を受けた面接者の派遣
 - ・面接の記録・録音
 - ・面接の逐語録作成
 等の業務を実施する民間団体への委託に係る費用を補助する。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

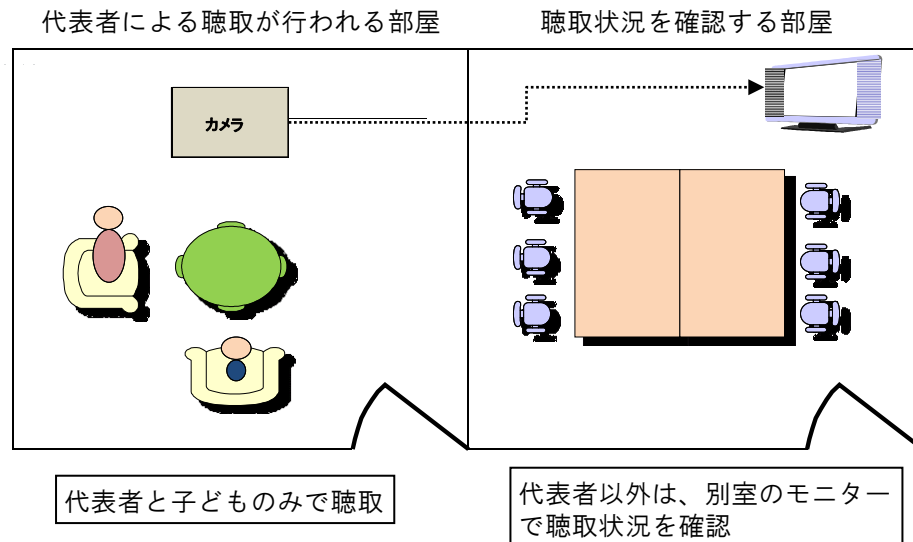
【補助基準額】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
1か所当たり 2,102千円

【補助率】

国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

【代表者による聴取のイメージ】



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

【事業内容】

電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見・意向表明を受け止める体制の構築を図るための事業として実施する。事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成する。

【拡充内容】

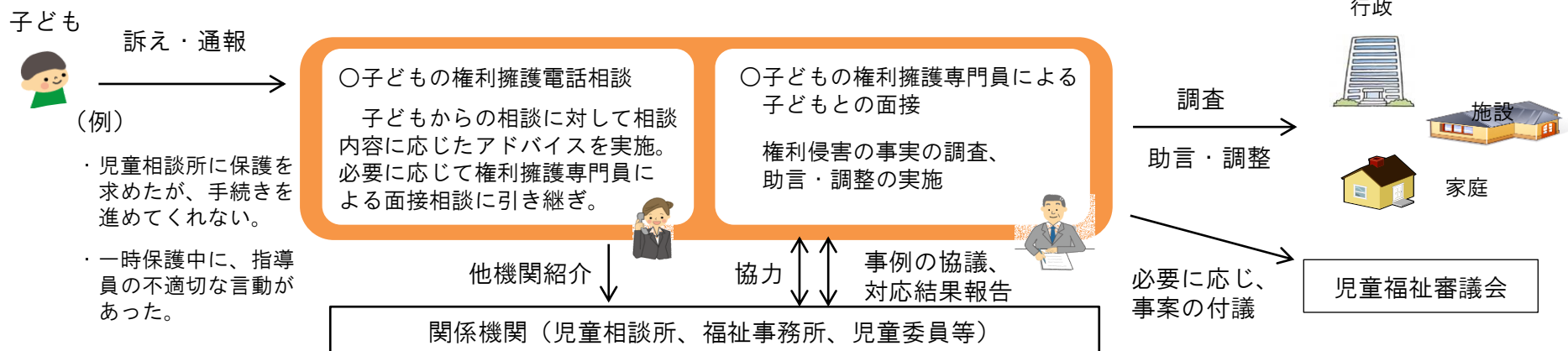
今後施行される予定の意見聴取等措置の義務化により、児童相談所設置市に限らず、福祉事務所設置市町村などでも意見表明等支援について体制整備を進めていく必要があることから、対象を一般市町村まで拡充する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村《拡充》

【補助基準額】 1自治体当たり：10,000千円

【補助率】 国：9/10、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村：1/10

<取組の一例>



全国的に子どもの権利擁護に係る体制の構築を進めるため、**多様な仕組みの実施を支援**

※本事業では自治体に報告書の提出を求めており、市町村も含めた多くの事例の報告書を横展開する事により都道府県での事業実施にもつなげる。また、都道府県と市町村との連携を促し、都道府県の実施も促進できる効果を期待。

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）のこどもを対象として家庭を訪問する取組を実施しており、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、継続的に訪問する取組を支援する。
- こども家庭庁の創設により、未就園児も含めた小学校修了前の全てのこどもの育ちを保障する取組を強化するため、訪問により把握した児童・家庭に対し、地域のNPOや児童委員、子育て支援員等の民間関係者・団体を活用しながら、児童・家庭の困りごとを把握し、申請手続等の支援も含め円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけていくための自治体の取組を支援する。【拡充】

2. 実施主体、事業の概要

実施主体 市区町村 **負担割合** 国：1／2、市区町村：1／2

（1）訪問支援

訪問対象家庭を訪問し、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもの状況を確認する取組に必要な経費を補助

〔補助基準額〕 a.訪問費用 訪問1回当たり 6,000円 × 訪問回数 ※訪問は委託することも可能
b.事務職員雇上費 1日当たり 7,440円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

（2）申請手続等支援【拡充】

他の支援施策につなぐための支援や、各種申請手続のサポートを含む伴走型支援等を行う民間関係者・団体の人件費、交通費等（要支援者の交通費を含む。）を補助（自己評価・分析も実施） ※（1）（2）については、いずれか一方のみの利用も可。

〔補助基準額〕 a.訪問支援等に係る費用 1回当たり 6,000円 × 訪問回数
b.事務職員雇上費（通訳等に係る職員含む） 1日当たり 7,440円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

（3）訪問・事務運営委託費

訪問、事務運営に係る業務を民間団体へ委託する場合の委託費補助

〔補助基準額〕 年額 564,000円

未就園児等全戸訪問実施

訪問により児童や家庭の
困りごとを把握

追加

申請手続等支援

・保育所や障害児支援など利用に関する必要な支援（各種申請手続きのサポート）を行う。

養育支援が必要である家庭

養育支援訪問事業

保育所・児童発達支援センター



2. 社会的養育関係

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

- 里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する経費を補助する。

2 事業の概要・スキーム

<里親養育包括支援促進事業（新規）>

（1）フォスタリング機関（総合型）への包括的なメニュー創設

- ・里親支援に当たり、①里親の開拓、②研修等による育成、③子どもと里親のマッチング、④委託後の支援をすべて実施するフォスタリング機関に対する包括的な補助メニューを創設するとともに、自治体やフォスタリング機関の実態に応じた柔軟な事業の実施と予算配分（※）を可能とする。

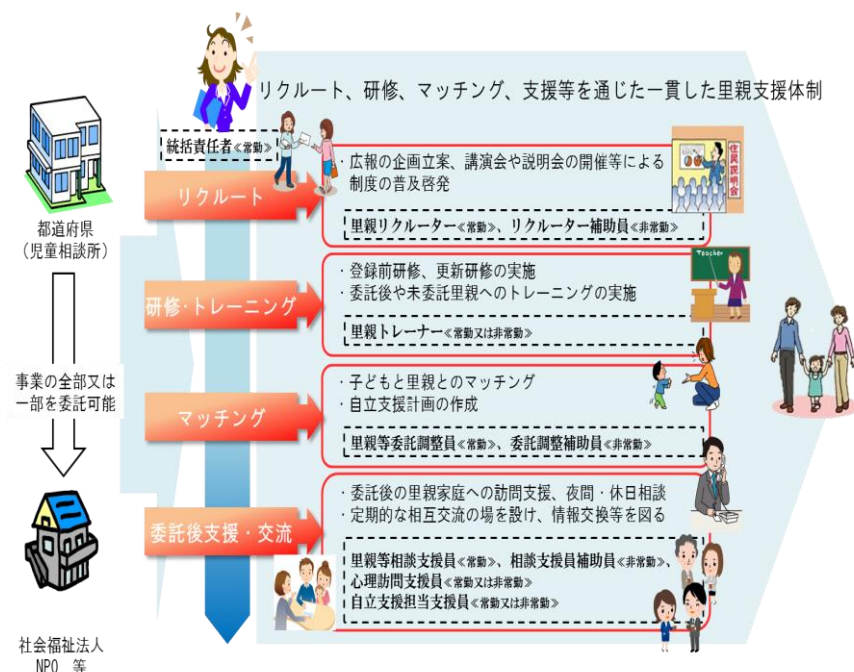
→ 1 か所当たり：28,551千円

（※）上記①～④の事業間の入り繰りを可能とする。

（2）開設準備経費への補助の創設

- ・フォスタリング機関（総合型）を開設する場合、開設準備経費（準備期間の人件費のほか、備品（机、椅子、パソコン）や、外部から助言（コンサルタント）を受けるために必要な費用その他の必要な経費）を補助する。

→ 1 か所当たり：8,000千円



3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市（設置予定市区を含む。）

【補助率】①～⑨の事業 国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3）

⑩、⑪の事業 国：3/4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/4

【補助基準額】

①統括責任者加算・・・・・・・・・・1か所当たり	5,811千円	⑥里親訪問等支援事業・・・・・・・・・・1か所当たり	9,812千円
②市町村連携加算・・・・・・・・・・1か所当たり	5,700千円	里親等委託児童数	
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業		20人以上40人未満・・・・・・・・・・1か所当たり	2,397千円加算
都道府県等が実施する場合・・・・・・・・1自治体当たり	1,968千円	40人以上60人未満・・・・・・・・・・1か所当たり	4,399千円加算
委託して実施する場合・・・・・・・・・・1か所当たり	1,312千円	60人以上80人未満・・・・・・・・・・1か所当たり	7,949千円加算
里親リクルーター配置加算・・・・・・・・1か所当たり	5,688千円加算	80人以上・・・・・・・・・・1か所当たり	10,725千円加算
新規里親登録件数		心理訪問支援員配置加算（常勤）・・1か所当たり	5,053千円加算
15件以上25件未満・・・・・・・・・・1か所当たり	1,341千円加算	心理訪問支援員配置加算（非常勤）・・1か所当たり	1,552千円加算
25件以上35件未満・・・・・・・・・・1か所当たり	1,908千円加算	里親家庭養育協力支援・・・・・・・・・・1日当たり	4,860円
35件以上・・・・・・・・・・1か所当たり	2,474千円加算	養育児童預かり支援	
④里親研修・トレーニング等事業		受入準備経費・・・・・・・・・・1か所当たり	8,000千円
都道府県等が実施する場合・・・・・・・・1自治体当たり	7,782千円	一時預かり（宿泊を伴うもの）・・1日当たり	13,980千円
委託して実施する場合・・・・・・・・・・1か所当たり	5,188千円	一時預かり（宿泊を伴わないもの）・・1日当たり	5,500千円
里親トレーナー配置加算（常勤）1か所当たり	5,386千円加算	⑦里親等委託児童自立支援事業	
里親トレーナー配置加算（非常勤）1か所当たり	2,604千円加算	アフターケア対象者10人以上かつ	
研修受講促進費・・・・・・・・・・1人当たり	39千円	支援回数120回以上の場合・・・・・・・・1か所当たり	3,987千円
⑤里親委託推進等事業・・・・・・・・・・1か所当たり	6,428千円	アフターケア対象者20人以上かつ	
新規里親委託件数		支援回数240回以上の場合・・・・・・・・1か所当たり	7,898千円
15件以上30件未満・・・・・・・・・・1か所当たり	1,161千円加算	⑧共働き家庭里親委託促進事業・・・・・・・・1自治体当たり	3,749千円
30件以上45件未満・・・・・・・・・・1か所当たり	2,928千円加算	⑨障害児里親等委託推進モデル事業・・1か所当たり	2,200千円
45件以上・・・・・・・・・・1か所当たり	4,004千円加算	⑩里親等委託推進提案型事業・・・・・・・・1自治体当たり	10,000千円
		⑪里親養育包括支援促進事業	
		都道府県等が実施する場合・・・・・・・・1か所当たり	31,801千円<<新規>>
		委託して実施する場合・・・・・・・・・・1か所当たり	28,551千円<<新規>>
		開設準備経費・・・・・・・・・・1か所当たり	8,000千円<<新規>>

令和6年度末までの「集中取組期間」において、以下の要件のいずれも満たす場合に補助率を嵩上げ（1/2⇒2/3）

- (1) 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対前年度比で増加見込みであること
- (2) 里親委託・施設地域分散化等加速化プラン（仮称）を策定し、当該プランにおける計画値が以下の要件のいずれかに合致していること
 - i 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体
 - ii 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して3倍以上の増加を目指す自治体
- (3) 加速化プランにおける里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取組内容を策定していること
 - i フォスタリング体制の構築
 - ii 里親リクルート
 - iii 研修・トレーニング
 - iv マッチング
 - v 委託後の相談支援

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

平成28年児童福祉法改正により、児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組を進めているところであるが、令和3年度社会的養育専門委員会報告書における指摘を踏まえて、その取組を更に強力に推進するため、**先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。**

あわせて、本年6月に成立した改正児童福祉法にて親子関係形成支援事業等の地域の家庭を支援するための取組が新設されるところ、新設事業を含めた地域の家庭や里親等を支援する担い手として、児童養護施設等の多様な取組の実践を支援する。

（※）令和3年度社会的養育専門委員会報告書（抄）

- 施設は地域の社会的養護の中核拠点として活動していくことが期待される。そうした観点から、多くの機能を果たし、多くの支援の資源を地域に提供することができるよう、
 - ・ 市区町村により展開される、家庭・養育環境を支援する事業
 - ・ 社会的養育を推進する事業（親子再統合支援、支援を必要とする妊産婦支援等）
 を施設が請け負う事が可能となるように、人員配置の弾力的運用等を図ることとする必要がある。
- 児童福祉施設（※）と自立援助ホームについて、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方、そしてそれらを支える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行うなど速やかに検討を開始し、十分な議論を経て得られたより良いものについて早期に実現を図ることとする
- ※ 例えば、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設など

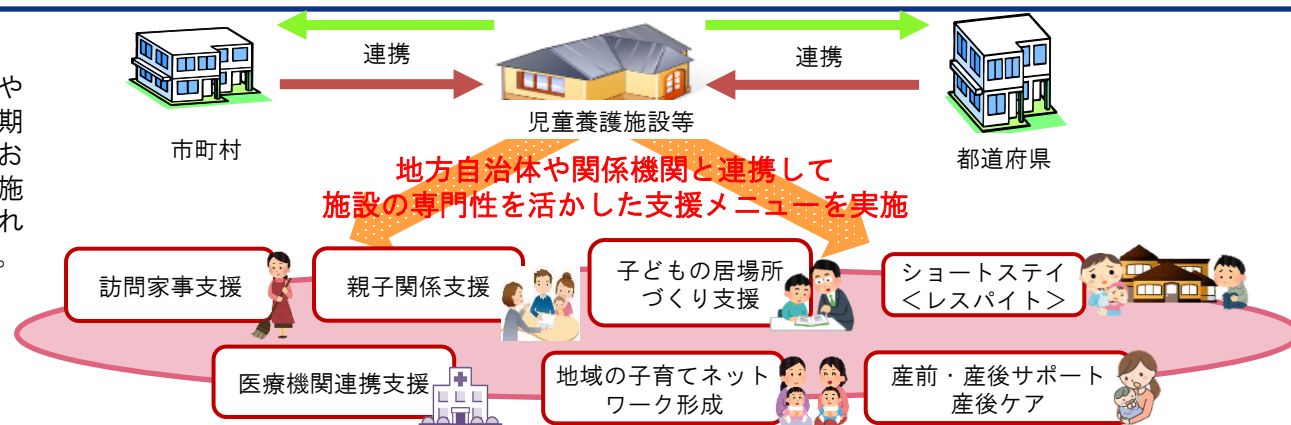
2 事業の概要・スキーム

○事業の概要

- ・ 改正児童福祉法により新設される親子関係形成支援やショートステイ事業など、児童養護施設等の実施が期待される国庫補助事業だけではなく、地方自治体における多様な取組や先駆的な事例を実施する児童養護施設等を募集し、モデルとして支援するとともに、これらの効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

○対象施設等

- ・ 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム 等



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む）

（※）母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

【補助基準額】 1自治体あたり：20,000千円

【補助率】 国：10/10（※）

（※）本事業が次年度以降も継続される場合、事業実施2年目の自治体は、補助率の通減を行う予定。

1 事業の目的

乳児院や児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図るため、育児指導機能の強化や医療機関との連携強化、特定妊婦等への支援体制の強化等に係る事業の実施に要する費用を補助。

2 事業の概要・スキーム

①育児指導機能強化事業

乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法と一緒にしながら伝えること等により、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図る。

②医療機関等連携強化事業

乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進する。

③障害児等受入体制等強化事業【新規】

障害等を有する児童に対して、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援の補助を行うための職員を配置することにより、障害等を有する児童の円滑な受入・入所中の支援を促進する。

④産前・産後母子支援事業

妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院や母子生活支援施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する。

- ・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
- ・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等
- ・ 特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所づくりに係る賃借料の支援

3 実施主体等

【実施主体】

- ①・②・③ 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村
- ④ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】

- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2
- 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

【補助基準額】

①育児指導機能強化事業 4,947千円

②医療機関等連携強化事業

- i 連絡調整を担う職員 1,928千円
- ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合
 - ア 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合 2,131千円
 - イ 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合 5,083千円
 - ウ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合 6,302千円

③障害児等受入体制等強化事業

1 か所当たり最大5,970千円 （※）対象児童数に応じて設定

④産前・産後母子支援事業

- i 支援コーディネーターの配置等 1 か所当たり 7,223千円
- ii 看護師の配置等 1 か所当たり 5,165千円
補助職員を配置する場合 1 か所当たり 1,161千円加算
- iii 改修費・備品費等 1 か所当たり 8,000千円
- iv 賃借料 1 か所当たり 10,000千円
- v 一般生活費 1 人当たり日額 1,692円

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞
令和５年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

- ## 2 事業の概要・スキーム

○年齢要件の緩和

・令和4年の児童福祉法改正により、22歳の年度末以降も居住費や生活費の支援を受けることができる改正を行ったが、令和6年度の法施行前に22歳を迎える者は支援の対象から漏れてしまう。したがって、受入や支援の体制が整っている場合については、法施行前においても、22歳の年度末を迎える者を支援の対象とすることを可能とする。

＜22歳の年度末以降の主な支援＞

支援内容	現行	拡充後
生活相談	○	○
就労相談	○	○
居住費支援 ※1人当たり月額 397千円 (児童養護施設)	×	<u>○</u>
生活費支援 ※1人当たり月額 51,430円 (就学・就労をしていない者)	×	<u>○</u>

＜児童相談所等＞

① **支援コーディネーター（全体を統括）**

- ※ 児童の措置解除前に、支援担当者会議を開催し、退所後の生活等を考慮した継続支援計画を作成
- ※ 関係機関と連携しながら、継続支援計画に基づく支援状況を把握し、生活状況の変化などに応じて計画を見直し

＜民間団体への委託等＞

② **生活相談支援担当職員（生活相談支援）**

- ※ 居住、家庭、交友関係・将来への不安等に関する生活上の相談支援
- ※ 対象者が気軽に集まる場を提供する等の自助グループ活動の育成支援
⇒ 自助グループが特定日に児童養護施設等に赴いて入所児童の自立に向けた相談支援を行う場合にもなる経費を補助
- ※ 安定した退所後の生活を確保するため、退所後の一人暮らし体験の支援 等

③ **就労相談支援担当職員（就労相談支援）**

- ※ 雇用先となる職場の開拓 ・就職面接等のアドバイス
- ※ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ 等

④ **嘱託医等（医療連携支援）**

- ※ 嘱託医等と契約するなど、医療的な支援が必要な者に対する支援を行う

⑤ **弁護士等（法律相談支援）**

- ※ 弁護士等と契約し、法律相談が必要となるケース（金銭・契約トラブル等）への対応を行う

措置解除

対象者の状況に応じて必要な支援を実施

（家庭復帰又は自立した児童）

※ 家庭復帰・自立した者の家賃・生活費については、「自立支援資金貸付事業」の活用が可能

⑥ **住居費支援（里親・施設の住居費等を支援）**

⑦ **生活費支援（大学進学者等の生活費を支援）**

⑧ **学習費等支援（進学希望者の学習塾費等を支援）**

※ 措置解除後も特に支援の必要性が高く、施設等において居住の場を提供する場合、措置費に準じて居住費等を支給。

（引き続き施設等に居住する児童）

※ 措置費による自立支援

- 進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援を拡充
【令和2年度～】
【1人当たり約580万円】
- 就職の際に必要な被服類等や大学進学等の際に必要な学用品等の購入費等の支援
【児童1人当たり最大約28万円】

22歳の年度末以降も支援可能

3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

【補助基準額】

① 社会的養護自立支援事業

・ 支援コーディネーター配置	1 か所当たり	6,176千円	+	2,066千円（加算）（20ケース以上に対応している場合）
※ 複数名配置する場合、児童相談所の設置数を乗じて得た額を補助基準額とすることが可能				
・ 居住費支援	1 人当たり月額	397千円	（児童養護施設） 等	
・ 生活費支援	1 人当たり月額	51,430円	（就学・就労をしていない者）、11,410円（就学している者） 等	
・ 生活相談支援	1 か所当たり	12,144千円	（常勤2名以上配置）	
・ 就労相談支援	1 チーム当たり	5,739千円	※ 就労支援機関への同行支援を行う場合、568千円を加算	
・ 学習費等支援 （特別育成費）	基本額	1 人当たり月額	24,420円	補習費 1 人当たり月額 20,000円
	資格取得等特別加算	1 人当たり	57,610円	補習費特別分 1 人当たり月額 25,000円
・ 医療連携支援	1 か所当たり	7,842千円	※ 医療機関への同行支援を行う場合、568千円を加算	
・ 退所後生活体験支援	1 人当たり	53,700円		
・ 法律相談支援	1 か所当たり	3,000千円		

② 身元保証人確保対策事業

・ 就職時の身元保証	年間保険料：10,560円
・ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	年間保険料：19,152円
・ 大学・高等学校等入学時の身元保証	年間保険料：10,560円
・ 入院時の身元保証	年間保険料：2,400円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

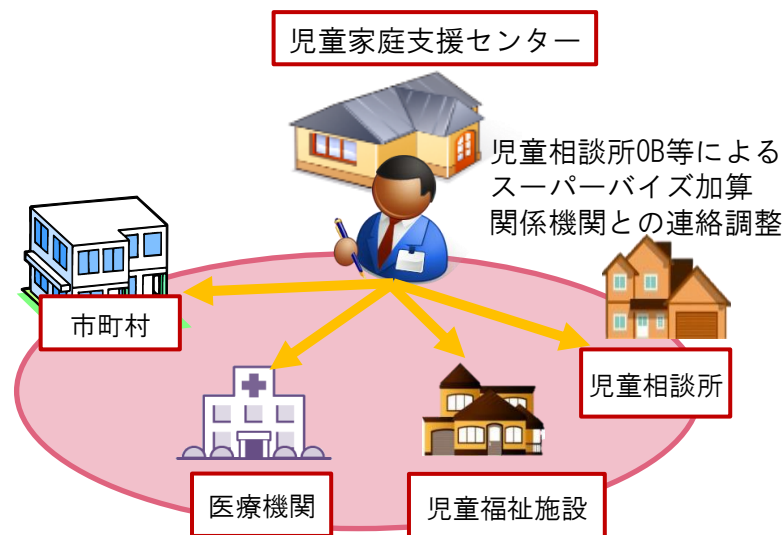
1 事業の目的

児童家庭支援センターは、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行っている。さらに、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うこととされていることから、児童家庭支援センターに経験豊富な児童相談所OB等を配置し、円滑な関係機関連携を進める。

2 事業の概要・スキーム

○児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算 【拡充】

令和4年度予算において、児童相談所の指導委託だけでなく市町村等から依頼を受けて個別ケースの対応を行う場合も補助対象としていることを踏まえ、児童家庭支援センターと関係機関の連携を進めるため、児童相談所OB等によるスーパーバイザーの配置を支援する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】	常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	11,722千円	※対応件数に応じて事業費等も補助
	非常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	7,833千円	
	法的問題対応加算	1 か所当たり	360千円	
	児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算	1 か所当たり	547千円	

【拡充】

1. 事業の目的

民間養子縁組あっせん機関に対して、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図ることを目的とする。

2. 事業の概要

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業・・・受講者1人当たり 55千円
養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修参加に要する費用を補助
- ii 第三者評価受審促進事業・・・1か所当たり 321千円
養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用の補助

②養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

- i **養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む）**・・・1か所当たり 10,836千円
児童相談所等の関係機関と連携し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けた支援及び特定妊婦への支援体制を構築
- ii **障害児等の支援**・・・1か所当たり 3,139千円
障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築
- iii **心理療法担当職員の配置による相談支援**・・・1か所当たり 6,125千円
心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

③養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- i 高年齢児等への支援体制構築モデル事業・・・・・・・・・・ 1 か所当たり 3,354千円
社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等を行うなど、比較的年齢の高い養子とその養親に対応するための体制を構築
- ii 資質向上モデル事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 か所当たり 1,954千円
養子縁組民間あっせん機関同士や児相との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る
- iii 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業【拡充】 1 か所当たり 6,126千円
子どもの権利条約に基づき、養子縁組民間あっせん機関においても、確実に養親から告知されるよう必要な支援を行うことが必要であり、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援体制を構築
また、子どもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置できるよう、加算を創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 か所当たり 2,235千円

④養親希望者手数料負担軽減事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・1人（世帯）当たり 400千円

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、児童相談所による場合と異なり、手数料を負担する可能性が高いことから、児童相談所が関与する養子縁組里親とのバランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減する。

3. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

1 事業の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
 - このような支援体制の構築に向けて、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催し、フォスタリング業務の担い手の掘りおこし、育成及び確保を進める。
- ※ 現行の里親養育包括支援（フォスタリング）機関職員研修事業は、本事業の創設により廃止する。

2 事業の概要・スキーム

（1）里親養育包括支援（フォスタリング）機関職員（職員候補の者を含む）研修の実施

研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。

（2）全国フォーラムの開催

里親養育包括支援（フォスタリング）機関の担い手の掘りおこし、育成及び確保を目的として、フォスタリング機関や自治体、里親会等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定）

【補助額】 55,202千円

【補助率】 定額（10/10相当）

※ 別途、里親養育包括支援（フォスタリング）事業により、研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）を補助。

3. ヤングケアラー支援関係

ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー実態調査・研修推進事業）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業内容

ヤングケアラー^{（注）}の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う

（注）本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

（1）実態調査・把握

- | | |
|--------|-----------------------------|
| ①実施主体 | 都道府県、市区町村 |
| ②補助基準額 | 1 都道府県、指定都市あたり 7,662千円 |
| | 1 中核市・特別区あたり 4,130千円 |
| | 1 市町村あたり 2,296千円 |
| ③負担割合 | 国： <u>1/2 → 2/3</u> 【拡充】 |
| | 実施主体（自治体）： <u>1/2 → 1/3</u> |

※事業導入当初の時限的な措置として補助率を高上げ

（2）関係機関職員研修

- | | |
|--------|-----------------------------|
| ①実施主体 | 都道府県、市区町村 |
| ②補助基準額 | 1 都道府県、指定都市あたり 4,083千円 |
| | 1 中核市・特別区あたり 2,391千円 |
| | 1 市町村あたり 1,718千円 |
| ③負担割合 | 国： <u>1/2 → 2/3</u> 【拡充】 |
| | 実施主体（自治体）： <u>1/2 → 1/3</u> |

※事業導入当初の時限的な措置として補助率を高上げ

3. 事業イメージ

都 道 府 県
市 区 町 村

（2）関係機関職員研修

ヤングケアラー



（1）実態調査・把握



ヤングケアラーは、支援が必要であつても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

関係機関（福祉・介護・医療・教育等）

ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアウトリーチが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- | | | |
|-------------|----------------|--------------|
| ■福祉事務所 | ■学校 | ■病院 |
| ■地域包括ケアセンター | ■教育委員会 | ■医療ソーシャルワーカー |
| ■市町村保健センター | ■スクールソーシャルワーカー | ■訪問介護員 |
| ■児童相談所 | ■スクールカウンセラー | ■その他関係機関 |
| ■児童福祉施設 | | ■民間団体 等 |
| ■社会福祉協議会 | | |
| ■民生・児童委員 | | |
| ■保健所 | | |
| ■司法関係機関 等 | | |



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化（コーディネーターの研修も含む）
- ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う
- ・**外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う【拡充】**

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助

実施主体：都道府県、市区町村

負担割合：国 2/3、実施主体（自治体） 1/3

（1）ヤングケアラー・コーディネーターの配置

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	17,695千円
	1 中核市・特別区あたり	11,314千円
	1 市町村あたり	6,335千円

（2）ピアサポート等相談支援体制の推進

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,433千円
	1 中核市・特別区あたり	5,038千円
	1 市町村あたり	2,596千円

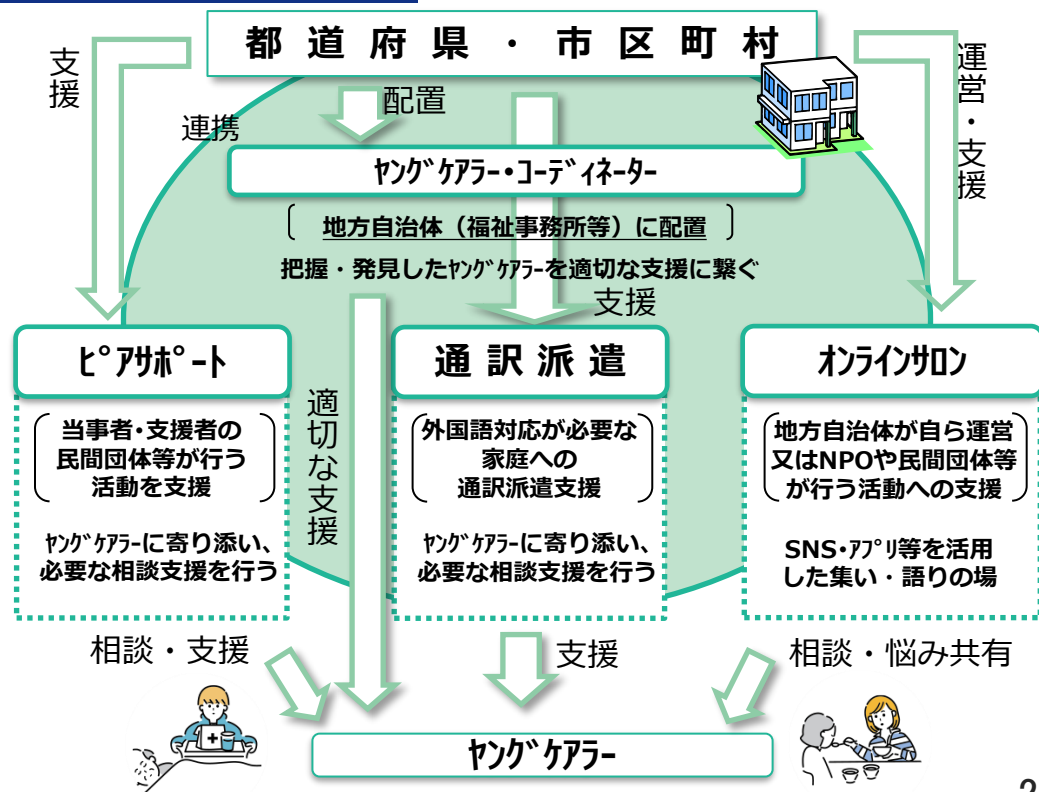
（3）オンラインサロンの設置・運営、支援

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	3,862千円
	1 中核市・特別区あたり	2,627千円
	1 市町村あたり	1,733千円

（4）外国語対応通訳派遣支援【拡充】

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,920千円
	1 中核市・特別区あたり	5,280千円
	1 市町村あたり	2,640千円

3. 事業イメージ



1. 事業目的

- 市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る。
- 学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。【拡充】

2. 事業内容、実施主体、補助率

実施主体 市町村 **負担割合** 国：1／2、市町村：1／2

（1）市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

〔基準額〕 中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円

（2）要保護児童対策地域協議会機能強化事業

ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。

イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。

〔基準額〕 1市町村当たり 交付要綱による

（3）市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童等に対する必要な支援を行うための拠点を運営する。

〔基準額〕 1支援拠点当たり 交付要綱による

（4）市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

支援拠点において、相談対応に加え、一時預かり事業、産後ケア事業その他の子育て支援に関する事業の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。

〔基準額〕 ①基本分（1か所当たり）564,000円

②加算分（宿泊を伴わない場合）延べ利用児童数×5,500円

③加算分（宿泊を伴う場合）延べ利用日数×13,980円

（5）ヤングケアラー支援事業【拡充】

学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

〔基準額〕 1市町村当たり 1,860,000円

参考資料

**(令和 5 年度予算における
新規・拡充事業以外の事業)**

児童入所施設措置費等国庫負担金

(令和4年度) (令和5年度予算) 対前年度増減額
135,982百万円 → 139,261百万円 (+3,279百万円)

1. 予算額の推移

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度予算	令和4年度予算	令和5年度予算
予算額	131,657	135,480 【135,273】	135,564	135,982	139,261

※ 【 】内は補正後予算額等

2. 事業の目的

- 児童入所施設措置費等は、都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担するものである。

3. 補助根拠

法律補助（児童福祉法第53条）

4. 補助率

国1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1／2
国1／2、都道府県1／4、市及び福祉事務所設置町村1／4※
※ 市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合。市（指定都市、中核市含む）町村において保育の措置を実施する場合は市町村。

医療的機能強化等事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 目的

- 都道府県等及び市町村は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、**児童相談所等に医師を配置**することや、**地域の医療機関等を協力医療機関等**（医学的な知見を有する者及び当該者の所属する医療機関以外の機関を含む。以下同じ。）**に指定し**、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての**専門的技術的助言を得る**ことにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。
- また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多いが、医療機関においては知識や経験が不十分であったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況であることから、**地域医療全体の児童虐待防止体制の整備**を図る

2. 事業内容

① 医療的機能強化事業

次のいずれか又は両方を実施する。

- （１）医師（非常勤に限る。）を配置する。
 - （２）地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により医学的な助言（※）を得られる体制を構築する。
- （※）対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。

② 児童虐待防止医療ネットワーク事業

都道府県等の中核的な小児救急病院等に、児童虐待専門コーディネータを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い地域の児童虐待対応体制の整備の底上げを図る。また、当該中核病院における児童虐待対応体制の整備を図る。

3. 実施主体等

【実施主体】

- ①都道府県、市区町村 ②都道府県、指定都市

【補助基準額】

- ① 1自治体あたり：7, 842千円（複数の児童相談所で医師の配置等を行う場合は、1児童相談所あたり7, 842千円）
（常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合：748千円）
- ② 1自治体あたり：4, 818千円（事業期間が1年に満たない場合は、4, 818千円×事業実施月数／12）

【補助率】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

法的対応機能強化事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 目的

- 児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、**弁護士等による司法的な調整や援助**を得ることにより、児童相談所の援助を円滑かつ適切に行うことができる体制の整備を図る。
また、**弁護士業務を補助する法的対応事務職員（パラリーガル）を配置する**ことにより児童相談所の法的対応の更なる体制強化を図る。

2. 事業内容

- 弁護士の配置等により、以下の業務を実施する。
 - （1） 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うこと。
 - （2） 法的申立てを行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うこと。または、臨検又は捜査に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うこと。
- 法的対応事務職員を配置し、上記の弁護士の事務的、法的な業務を補助。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（委託等によって実施する場合）弁護士1人又は事業者1者当たり 15,644千円

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、7,822千円

（非常勤職員を配置する場合） 弁護士1人1時間当たり 10千円

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、5千円

（法的対応事務職員を配置する場合）1名当たり 3,597千円を加算。

※ただし、弁護士1名につき1名が上限

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

一時保護専用施設改修費支援事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

概要

【目的】

- 一時保護を行う際は、一人ひとりの子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行うことが必要である。このため、一時保護については、一時保護所において必要な一時保護に対応するための定員設定・整備を行うことのほか、一時保護専用施設等の委託一時保護を活用すること等により、適切な支援を確保する必要がある。
- 一時保護専用施設の設備基準（※）を満たすために、 **本体施設等を改修した場合の改修費の一部を補助**する。

（※）「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1施設当たり 45,400千円

→ 改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000千円を上限）を加算

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

【都道府県、指定都市、
児童相談所設置市】

都道府県知事、指定都市市長又
は児童相談所設置市の長



一時保護専用
施設の指定

一時保護専用施設
の指定申請

【児童養護施設等】

【一時保護専用施設】



【本体施設】



基準に満たす
ような改修

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業の目的

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域における支援につながない家庭など、関わりが必要な家庭に対し、育児用品等の配布を契機として、当該家庭の状況の把握や支援を開始し、児童虐待の未然防止を図る。

2. 事業内容

- 事業内容** 支援が必要な家庭に対し、家庭訪問等を行い、育児用品等の配布を行うことを通じて、養育環境の把握を行うとともに、保護者の養育技術の確認や養育技術の習得の支援を行う。
- 実施主体** 市区町村
- 補助基準額** 1人当たり 8,000円
- 負担割合** 国：1／2、市区町村：1／2

一時保護機能強化事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 目的

- 一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

2. 事業内容

- 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。
 - ① 学習指導協力員
保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。
 - ② 障害等援助協力員
疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行う。
 - ③ トラブル対応協力員
子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図る。
 - ④ 専門的ケア対応協力員
保護している子どもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。
 - ⑤ 一時保護委託付添協力員
児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護所等から学校に通う場合の付添を行う。なお、一時保護所等から原籍校に通学する際に付添を行う場合、送迎に要する費用も補助対象とする。
 - ⑥ その他（外国人对応協力員（通訳など）等）
個々の保護している子どもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。

3. 実施主体等

【補助基準額】

- ・ 学習指導協力員以外の者 児童相談所1か所当たり：2,725千円×実施事業数
（加算分※1）児童相談所1か所当たり：1,384千円
- ・ 学習指導協力員（基本分）児童相談所1か所当たり：2,725千円×配置人数（上限：3名分）
（加算分※2）児童相談所1か所当たり：1,429千円
 - ※1 一時保護所等から原籍校への送迎を行う場合
 - ※2 学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合、配置人数のうち1名を上限として上乗せ

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

1. 目的

- 都道府県等（児童相談所）が要保護性の高い困難事例に対応していくためには、児童相談所の体制の強化を図るとともに、民間団体との連携の強化を図っていくことも必要であるため、**NPO法人等の民間団体を活用した取組**を行う。

2. 事業内容

- ① 民間団体委託推進事業
 - ・ 児童相談所の業務の一部を委託するため、地域において児童虐待の発生予防や対応を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、委託先の適否を判断するための検討を行う。
- ② 民間団体活動推進事業
 - ・ 民間団体と連携し、子どもたち本人及び保護者からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、親子関係再構築の取組等を実施する。
- ③ 民間団体育成事業
 - ・ 児童相談所が行う保護者指導や安全確認などの業務について受託することができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザー派遣や先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練等を実施する。
- ④ 指導委託促進事業
 - ・ 児童福祉施設等を退所した子どもや通所している子どもについて、適当と認められる場合に、児童相談所が当該施設の職員に保護者等への指導を委託し、子どもや保護者の状況等を定期的に児童相談所に報告を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 ①：3,202千円 ②：1,140千円 ③：1,253千円 ④：1件当たり 月額 82,490円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

評価・検証委員会設置促進事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

目的

- 外部有識者等をメンバーとした**評価・検証委員会を設置**し、児童虐待による**死亡事例等**について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、**必要な再発防止策の検討**を行う。
また、児童相談所の業務管理・組織運営等について、**民間団体から第三者評価**を受けることにより、効果的な質の向上を図る。

①死亡事例等検証委員会

<検証の範囲>

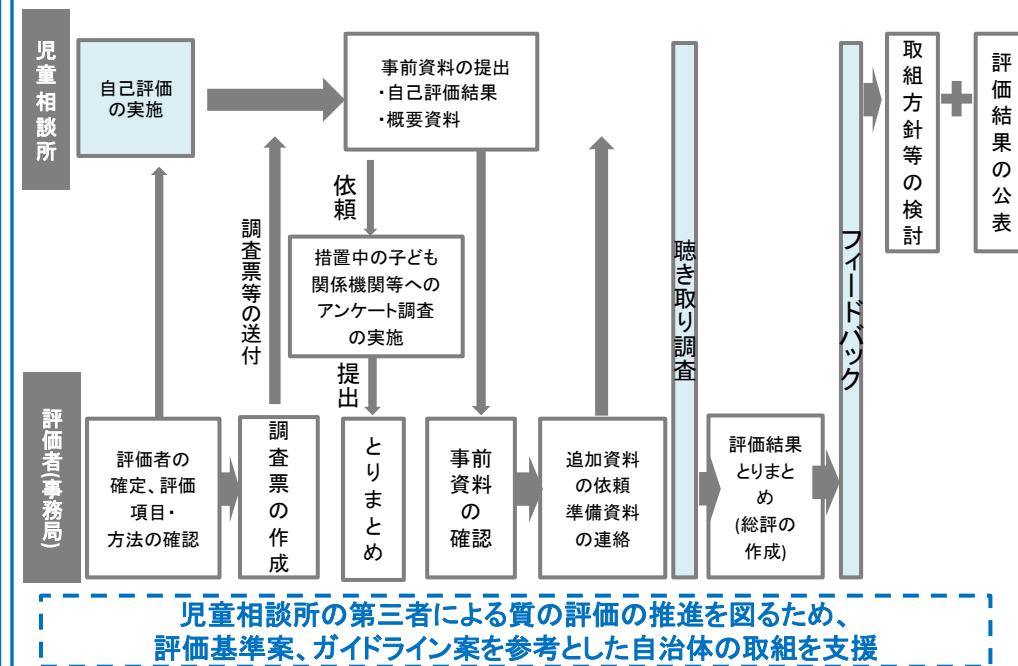
虐待による死亡事例（心中を含む）のほか、以下の内容を実施する。

- ア 児童相談所の評価方法についての検討及び評価指標やチェックリスト等の作成（都道府県等に限る。）
- イ 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成
- ウ ア又はイを基にした定期的な評価・助言、検証の実施
- エ 委員会で提言された再発防止策の取組状況の評価・助言
- オ ウ及びエに基づく報告書の作成、公表

<委員会の構成員>

事例に関与していない外部の者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。

②民間団体による児童相談所の第三者評価



実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【補助基準額】1都道府県及び1市町村当たり 934千円

※民間評価者に第三者評価を依頼する場合 934千円加算

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

1. 目的

児童相談所長は、親権を行う者がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求をしなければならないこととされている（児童福祉法第33条の8第1項）。このため、未成年後見人が必要とする報酬等の一部を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするもの。

2. 事業内容

（1）未成年後見人の報酬補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任され、報酬が認められた未成年後見人に対し報酬額の補助

（2）未成年後見人等が加入する損害賠償保険料補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料の補助

3. 事業の対象となる未成年後見人等

【事業の対象となる未成年後見人】

（1）・（2）共通

児童相談所長等による申立てにより家庭裁判所に選任された未成年後見人又は家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人であって、

ア 被後見人の預貯金等及び不動産評価額が1,700万円以下であること

イ 被後見人の親族以外の者であること※1※2

のいずれも満たしていること。

※1 児童相談所長以外の者による申立てまたは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、児童相談所長が認めた場合に限る。

※2 被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人やその職員、被後見人の委託を受けている里親を除く。（施設退所後等の自立に備えて選任請求された場合は対象）

【対象期間】原則被後見人が成年に到達する日の前日まで

【補助基準額】

（1）未成年後見人の報酬事業

1人あたり 年額 240,000円（月額上限額 20,000円×12月）

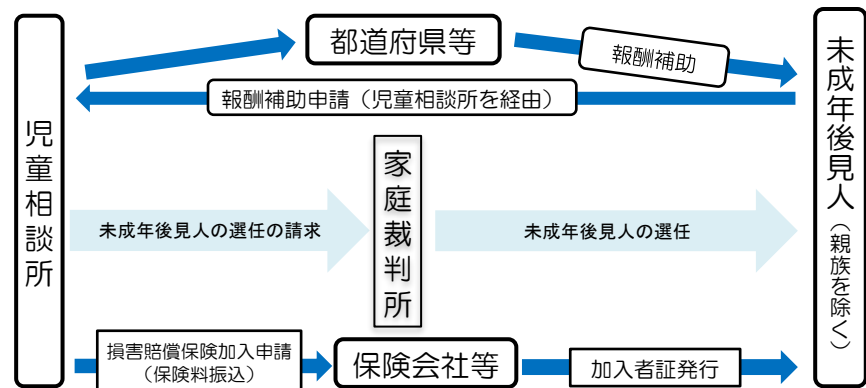
（2）未成年後見人・被後見人が加入する損害賠償保険料補助事業

① 未成年後見人の賠償責任保険 1人あたり 年額 5,210円

② 被後見人の傷害保険 1人あたり 年額 7,680円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2



児童虐待防止等のための広報啓発事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業の目的

各都道府県等において、児童虐待防止及びヤングケアラー認知度向上に係る広報啓発等事業を通じ、関係機関・団体を通じ、関係機関・団体や地域住民等への児童虐待・ヤングケアラーに関する意識の向上を図ることにより、児童虐待防止及びヤングケアラーへの適切な対応に資することを目的とする。

2. 事業内容

- 実施主体** 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市
- 補助基準額** 13,482,000円（1実施主体当たり）
- 負担割合** 国：1／2、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市：1／2
- 対象事業** 以下①～③のいずれかに該当するもの
 - ① 地域における児童虐待に関する情報発信やヤングケアラーへの認知・理解促進等を図るための広報啓発事業。
 - ② 地域の関係機関、関係団体等に対して児童虐待防止の取組を促し、児童相談所と市町村や当該関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業。
 - ③ 児童相談所において通告・相談等を受け付けるための通信設備の改修や転送サービスの利用等を行う事業。



（例）SNSを活用した情報発信

見守り体制強化促進のための広報啓発事業

令和5年度当初予算：9百万円（11百万円）

事業概要

【目的】

要支援児童等を対象に養育環境の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を行い、地域における見守りの担い手となっているNPO法人等に対して、広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（以下「広域ネットワーク団体」という。）が、ネットワークの中での好事例を集約・周知することで地域の見守り体制強化の促進に寄与することを目的とする。

【事業内容】

以下の①及び②の事業を行う。

- ① 地域における見守り体制を強化することを目的として、加盟又は支援している民間団体等や、他の全国組織団体において実施されている取組を調査・研究する。
- ② ①により把握した取組の好事例を加盟又は支援している民間団体等に紹介し、必要に応じて、その取組を実践しようとする民間団体等に対し助言等を行う。

【実施主体】

以下の(1)及び(2)を満たす民間団体

- (1) 子ども食堂等を実施する事業者に対して、運営支援や物資支援等の活動を行う団体であり、原則として、これらの子ども食堂等に対する支援活動、子育て支援に関する周知・啓発活動、要支援児童等及びその家族への支援に関する活動のいずれかについて1年以上の活動実績を有すること。
- (2) 全国規模又は複数の都道府県にまたがって活動するなど広域的な活動を行っている団体であり、原則として次のいずれかに該当していること。
 - ① 複数の都道府県において、現に子ども食堂等を実施する事業者等に対する支援活動を行っていること。
 - ② 各都道府県において子ども食堂等を実施している団体（以下「民間団体等」という。）が20団体以上加盟し、かつ、加盟する民間団体等の活動範囲が5以上の都道府県にまたがっている団体（以下「全国組織団体」という。）であること。

【補助基準額】

1団体当たり2,260千円

【補助率】

定額

厚生労働省



民間団体等による事業の周知・啓発、好事例の収集等の取組へ財政支援（公募）



子ども食堂、子ども宅食、
学習支援等を広域で実施、
または活動を支援している団体

支援等している民間団体等から好事例を収集、研究し、その結果を団体に周知・啓発



子ども食堂等を運営する事業者



児童福祉司等専門職採用活動支援事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 目的

- 暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）等のこれまでの取組に加え、令和4年改正児童福祉法で導入される一時保護開始時の司法審査により、弁護士等の法的対応に係る人材を採用することが必要となることを踏まえ、児童福祉司等の専門職の採用活動を強力に行うことを目的とする。

2. 事業内容

- 児童相談所等に児童福祉司等の専門職の採用活動を行う者を配置又は民間委託により、学生向けセミナー、インターンシップ、採用サイト、合同説明会ブースなどの企画や、採用予定者に対する研修などの専門職確保のための採用活動等を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、児童相談所を設置する計画を有する市（特別区、一部事務組合含む）

【補助基準額】

1 か所（実施主体）当たり 4,182千円

※ 児童福祉司以外の専門職採用活動を行う場合は、3,528千円を加算

【補助率】 国：1/2、自治体（実施主体）：1/2

児童福祉司任用資格取得支援事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 目的

- 児童相談所の体制強化を進めるため、児童福祉法第13条第3項第1号に規定する課程の修了により児童福祉司の任用資格を取得することを支援し、更なる人材確保を推進する。

2. 事業内容

- 児童福祉法第13条第3項第1号の規定に基づき実施される課程（通信課程）の受講者に対し、自治体が受講料や旅費等の受講に必要な費用の負担を行う場合、当該費用への補助を行う。

（参考）児童福祉法（抄）

第13条第3項 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、児童相談所を設置する計画を有する市

【補助基準額】 1人当たり 130千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

虐待・思春期問題情報研修センター事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業の目的

虐待・思春期問題情報研修センターは、深刻化する児童虐待問題や非行等の思春期問題への対策の一環として、インターネット等を利用した情報の収集・提供、児童相談所や児童家庭支援センターなどの専門機関からの電話等による専門的な相談、虐待問題等対応機関職員の研修及び児童福祉施設における臨床研究と連携した研究などを通じて、関係機関の専門性の向上を図る。

2. 事業内容

- | | |
|--------|--|
| ○実施主体 | 社会福祉法人横浜博萌会（横浜市）
公益財団法人こども財団（明石市） |
| ○補助基準額 | 横浜市：研修センター事業費 213,870千円
情報共有システム構築事業費 651,178千円
明石市：厚生労働大臣が必要と認めた額 |
| ○補助率 | 定額（国：10/10相当） |

支援対象児童等見守り強化事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

目 的

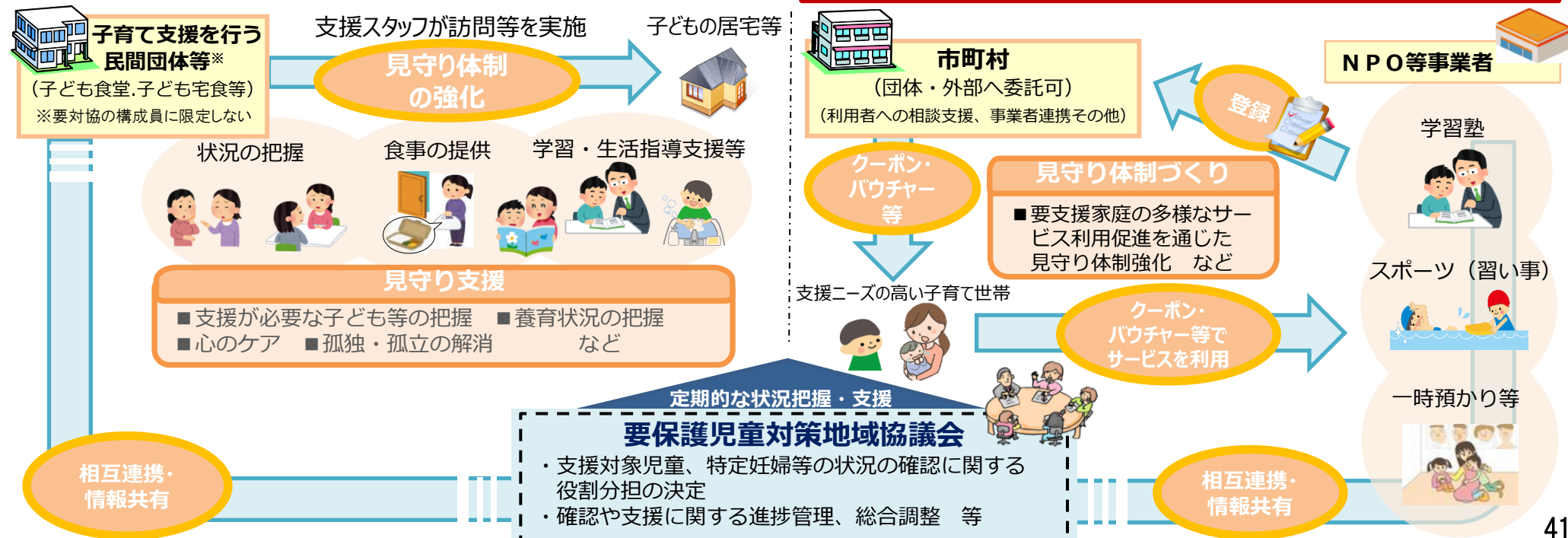
- 児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子ども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。
- ① 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。
- ② 新たな地域における見守りの担い手としてのNPO法人の重要性にかんがみ、クーポン・バウチャー等の活用による学習塾、習い事、子育て支援サービスなどの地域の多様な事業主体と連携した要支援児童家庭の新たな見守り強化モデルの確立を目指す。

① アウトリーチ型／居場所型

補助基準額：1か所当たり9,866千円
補 助 率：2／3
実 施 主 体：市町村（特別区含む）

② クーポン・バウチャー等活用型

補助基準額：児童1人当たり5万円
補 助 率：10／10
実 施 主 体：市町村（特別区含む）※①アウトリーチ型/居場所型との併用可



ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業

令和5年度当初予算：11百万円（11百万円）

1. 事業内容

表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

（内 容）

- ① 地方自治体に対するヤングケアラー支援に関する啓発
- ② 地方自治体、ヤングケアラー、支援者・当事者団体との相互交流・発展
- ③ ヤングケアラーに対する相談支援の推進、地方自治体による相談機能の強化 等

※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）



ひきこもり等児童福祉対策事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業内容

①ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

児童相談所の児童福祉司やコーディネーター（児童相談所OBやひきこもりの子どもをもっていた親）等の指導の下、学生等のボランティア（メンタルフレンド）がひきこもりの児童の家庭等を訪問し、当該児童とのふれあいを通じて、児童の福祉の向上を図る。また、ひきこもりの子どもをもつ保護者を対象として、講習会やグループワークなどを開催する。

②ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等の児童を一時保護所等に宿泊又は通所させ、集団的に生活指導、心理療法等・レクリエーションを実施し、児童の福祉の向上を図る。

③ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

都道府県等は事業の円滑な実施を図り、関係機関相互の密接な連絡・調整を行うため、児童相談所、家庭児童相談室、児童委員、児童福祉施設、教育委員会、学校、保健所、医療機関等の構成により、ひきこもり等児童福祉教育連絡会議を設置する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助率

国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2）

4. 補助単価

①ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業 （ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合）	1 都道府県市当たり	386,880円
メンタルフレンド活動費	訪問1日当たり	3,720円
事業実施前研修会費	定額	165,000円
活動検討会	1回当たり	30,180円
②ひきこもり等児童宿泊等指導事業		
宿泊指導	児童1人当たり日額	3,700円
通所指導	児童1人当たり日額	1,790円
③ひきこもり等児童福祉教育連絡会議	1回当たり	12,500円

基 幹 的 職 員 研 修 事 業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 >
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業内容

社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる職員の専門性を確保しつつ、計画的に育成する体制を整備する必要がある。このため、施設における基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するため、一定の経験を有する者を対象に、都道府県が実施する研修事業に対して補助を行う。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助率

国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2）

4. 補助単価

1 都道府県市当たり	490,000円
------------	----------

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業内容

①短期研修

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。（おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定）

②長期研修

一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。また、学生等の実習生を一定期間（2週間程度）受け入れ、実習指導を行い、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い施設体験を通して就労促進につなげる。なお、事業の実施に当たり、都道府県等に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の調整、代替職員のあわせ等事業の円滑な実施を図る。

③ 児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額

①短期研修	宿泊あり	1人当たり	133,000円
	宿泊なし	1人当たり	73,000円
②長期研修	送り出し施設	1人当たり	1,053,000円
	受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	216,000円
	調整機関事務費	1自治体当たり	2,992,000円
	受入施設（実習生受入）	実習1回当たり	86,200円
	受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円
③研修開催費	1自治体当たり（各施設種別単位）		2,587,000円

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

1. 事業内容

大学等に就学している自立援助ホームの入居者について、必要に応じて22歳の年度末まで引き続き入居して継続した支援を行うため、20歳到達後から22歳の年度末までの間において行われる児童自立生活援助に要する費用について補助を行う。

- （1）高等学校の生徒や大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること
- （2）満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者
- （3）満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた者
- （4）児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設への入所又は里親・小規模住居型児童養育事業への委託の措置を解除された者その他都道府県知事が必要と認めた者

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額

①生活費支援	1人当たり月額	11,410円			
②特別育成費	基本額	1人当たり月額	24,420円	資格取得等特別加算	1人当たり 57,610円
③児童用採暖費	1人当たり月額	338円			
④就職支度費	一般分	1人当たり	82,760円	特別基準分	1人当たり 198,530円
⑤大学進学等自立生活支度費	一般分	1人当たり	82,760円	特別基準分	1人当たり 198,530円
⑥補習費	1人当たり月額	20,000円	補習費特別分	1人当たり月額	25,000円

4. 補助率

国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2）

里親への委託前養育等支援事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業内容

里親に子どもを委託する場合の移行期等における経済的負担を軽減することで、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備し、里親委託の推進を図る。

(1) 生活費等支援

里親を対象として、里親委託のための調整期間における子どもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

(2) 研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

2. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 補助率

国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

4. 補助基準額

(1) 生活費等支援

1人当たり日額 5,200円

(2) 研修受講支援

1件当たり日額 3,490円

1. 事業内容

児童養護施設等（ファミリーホームを含む。以下同じ。）において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げるにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

（1）児童指導員等となる人材の確保

児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（2）夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人の子どもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、子どもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

（4）児童指導員等の相談支援体制の整備

都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境（当事者同士のピアサポートも含む）の整備を図る。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

・児童指導員等となる人材の確保	1人当たり	4,155千円
・夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり	4,155千円
・児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり	547千円
・児童指導員等の相談支援体制の整備	1自治体当たり	5,192千円

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

1. 事業内容

都道府県等における整備候補地の確保等に向けた取組を支援することにより、小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の整備を促進する。

①土地等所有者と法人等のマッチング支援

土地等所有者と法人のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での施設整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

②整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

③地域連携コーディネーターの配置支援

施設の設置等に向けた地域住民との調整など、施設の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

2. 実施主体

都道府県、指定都市、中核市、
児童相談所設置市、市及び福祉
事務所設置町村

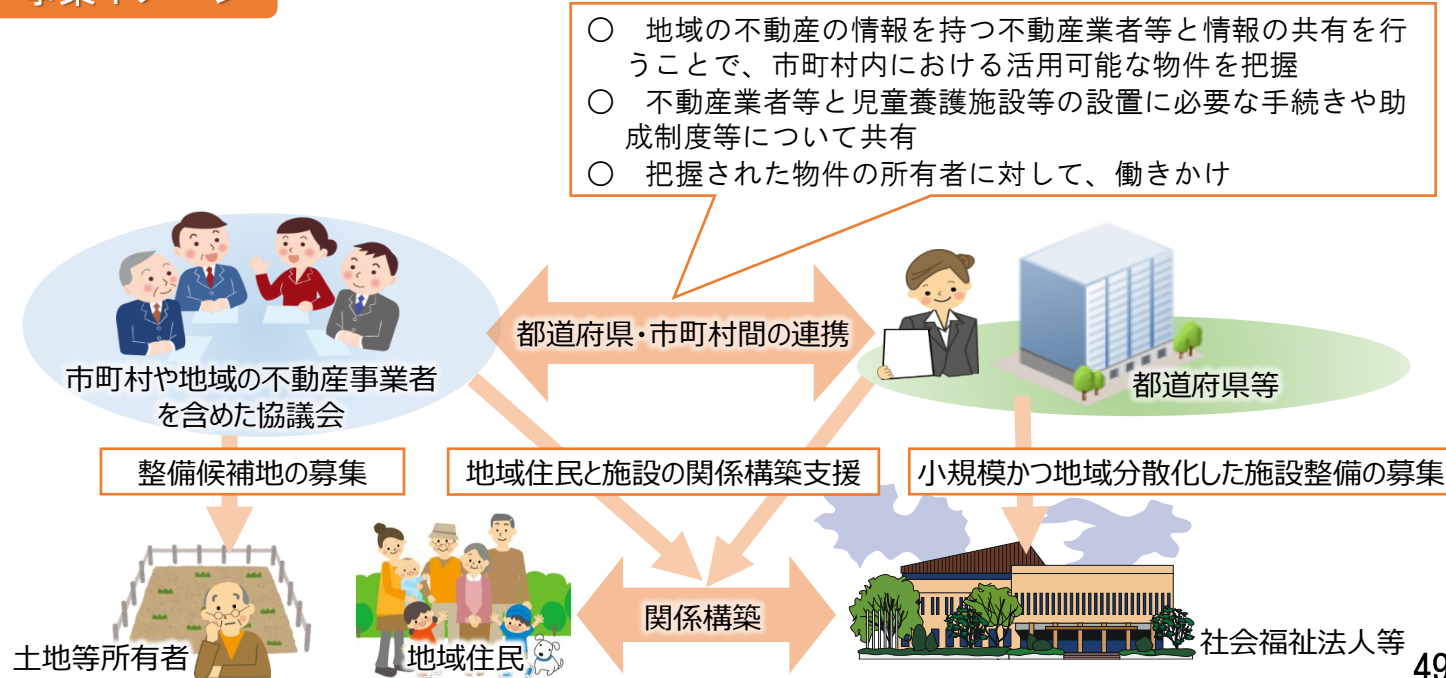
3. 補助基準額

- ① 1自治体当たり：6,000千円
- ② 1自治体当たり：4,600千円
- ③ 1自治体当たり：4,500千円

4. 補助率

国：1／2、
都道府県、指定都市、中核市、
児童相談所設置市、市及び福祉
事務所設置町村：1／2

事業イメージ



児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

1 児童養護施設等の環境改善事業

【事業内容】

(1) 入所児童等の生活環境改善事業

- ① 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
- ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助

(2) ファミリーホーム等開設支援事業

ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助

(3) 児童家庭支援センター開設支援事業

既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助

(4) 耐震物件への移転支援事業

耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

【補助基準額】

(3) 以外 1 か所当たり800万円

※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円

※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算

(3) 1 か所当たり300万円

【補助率】 国：1／2（2／3（※））

（都道府県等：1/2（1/3）又は都道府県：1/4（1/6）、市町村1/4（1/6））

（※）令和6年度末までの「集中取組期間」において、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

2 地域子育て支援拠点の環境改善事業

【事業内容】

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

【実施主体】

指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

【補助基準額】

1 か所あたり800万円

【補助率】

国1/2（指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2）

国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）

3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

【事業内容】

- ・ 児童相談所で児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・ 一時保護所で児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

1 か所あたり800万円

【補助率】

国1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2）

概要

【目的】

- ① 里親制度の普及促進を図るため、年間を通じて、また、毎年10月に実施される里親月間（里親を求める運動）においては、特に、集中的に、里親制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。
- ② 特別養子縁組制度の普及促進を図るため、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うとともに、許可された民間あっせん事業者と協働した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。

【広報啓発内容】

- i ポスター・リーフレットの作成・配付
 - ii インターネット広告を活用した普及啓発
 - iii 新聞広告を活用した普及啓発 等
- ※ 民間事業者等の提案により具体的な広報啓発内容を決定

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 定額（国：10／10相当）

戦略的な広報

- ターゲット（関心層）を絞った広報
・SNSやインターネット広告等の活用

《LINEアプリ》



《インターネット広告》



- 広く国民に対して行う広報
・テレビCM等の活用

《テレビCM》



- 都道府県と連携した広報

概要

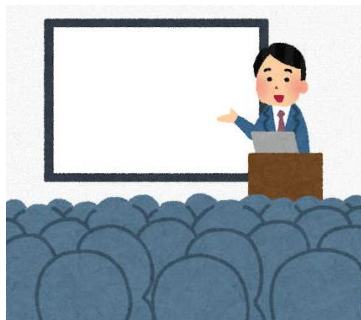
- ① 社会的養護経験者等の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民間団体等において、自治体職員及び社会的養護経験者等を対象とした全国交流会の開催等を行う。
- ② 特別養子縁組制度の普及啓発や民間あっせん機関への支援等の強化のため、当事者同士や、あっせん機関等の交流を促進することにより、課題の把握や、好事例の共有、支援策の検討等を行う。

【内容】

- ① 社会的養護経験者のネットワーク形成
 - ・ 社会的養護経験者同士の交流会の開催
 - ・ 支援団体や当事者団体の紹介、支援制度等の周知 等
- ② 特別養子縁組当事者のネットワーク形成
 - ・ 全国フォーラムの開催 等

【実施主体】民間団体（公募により選定）

【補助率】 国：定額（10／10相当）



○ 全国交流会（令和4年2月11日～13日開催）

社会的養護経験者全国交流会 オンライン2021

社会的養護を経験した方^{※1}の全国交流会を開催します

※ここでは「社会的養護を経験した方」として、下記いずれかで登録した経験をお持ちの方でも参加していただけます。

乳幼児、児童養護施設、養育家庭、養子縁組家庭、ファミリーホーム、自立支援ホーム、ヤングシスター、児童心療出療施設（※）、養育施設等、施設入所施設、児童福祉施設、児童生活支援施設、一時保護所

対 象

全プログラムに参加可能な方
①原則として20歳以上の社会的養護経験者で、当事者団体等の紹介のある方
②見守り活動に参加する方

2022年2月11日（祝・金）～13日（日）

◆オンラインにて開催◆

定 員 ①の方 40名
②の方 200名

○ 社会的養護経験者向け情報ウェブサイトの開設 <https://irisconnect.jp/>



1. 事業内容

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

①養子縁組あっせん責任者研修

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第18条に掲げる厚生労働大臣が認める研修として、養子縁組あっせん責任者研修を実施。

②養子縁組あっせん機関等職員研修

民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市町村の職員等、養子縁組のあっせん業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施。

2. 実施主体

民間団体（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）

※ 別途、参加者より参加費用を徴収（あっせん機関に対しては、特別養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該参加費用を補助）

参 考

＜「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（抜粋）＞

第二十二條 国又は地方公共団体は、民間あっせん機関を支援するために必要な財政上の措置、養子縁組のあっせんに係る業務に従事する者に対する研修その他の措置を講ずることができる。

第三十六條

2 養子縁組あっせん責任者は、第八条第一号から第七号までに該当しない者であつて養子縁組あっせん事業に関する熱意及び能力を有し、かつ、社会福祉士その他の厚生労働省令で定める資格又は経験を有するものでなければならない。

＜「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」附帯決議（抜粋）＞

五 民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、各種の研修等の充実を図るとともに必要な人材育成の在り方について検討を行うこと。

概要

【目的】

働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生向けの広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援することにより、人材確保に関する取組を強化する。

【内容】

- ・ 養成校等の学生向けに行う広報啓発に活用するコンテンツの作成
- ・ SNSも含めたインターネット広告等による児童養護施設等の職場の魅力発信（養成校等への情報提供を含む）
- ・ 併せて、施設従事者同士のピアサポート（悩み等を抱える者の相談支援）を実施 等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 国：定額（10／10相当）

<広報啓発>

- ・ インターネット広告等で活用するコンテンツの作成



<職場体験の情報提供>

- ・ 養成校の学生等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験の機会について、情報提供



<施設従事者同士のピアサポート>

- ・ 仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンラインでのピアサポートを実施

